

【声明】現場の願いにこたえる喫緊の課題に着手を！

民主教育研究所運営委員会

2024 年 7 月 13 日

5 月 13 日、中央教育審議会第 13 回「質の高い教師の確保特別部会」において、「審議のまとめ」（以下、「まとめ」）が発表されました。特別部会は①学校における働き方改革、②教師の処遇改善、③学校の指導・運営体制の充実、を検討課題としており、「このままでは学校がもたない！」という危機感を共有する現場の教員、保護者、教育研究者、市民が審議に注目してきました。しかし、『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」と題された「まとめ」には、教員の長時間過密労働と教員未配置の問題の解決に向けての抜本的な対策が示されておらず、多くの人々の期待を裏切るものでした。

「まとめ」の根本的な問題は、ここで提起された施策では教員の長時間勤務が解消されないということです。働き方改革をすすめても、それには限界があり、教員が勤務時間内に必要な仕事を終わらせることができないという状況は変わりません。「給特法」の「給与調整額」を 4 %から 10%に増額することが提案されていますが、これは現実の長時間勤務の対価としてはあまりに少額であるだけでなく、増額によって引き続き長時間労働が正当化されることにもなりかねません。教職員組合や教育研究者有志が「給特法」の抜本的改正による残業代支給を求めたのは、金銭的解決のためではなく、超過勤務を可視化して是正する仕組みを作ることが目的でした。なぜ公立学校の教員だけが時間外労働をめぐる労働基準法のルールから除外されているのかについて、「まとめ」の説明はまったく説得力がありません。そもそも、教員の労働条件を審議する場でありながら、現職教員の代表が参加していなかったという、特別部会の委員構成そのものが問題であったことを指摘する必要があります。

また、処遇改善と学校運営にかかわることとして、学級担任手当の新設や、教諭と主幹教諭の間に「新たな職」を設けることも提起されていますが、階層化による管理強化は学校現場における自発的な協働を妨げる可能性があります。

教員の職務を「高度専門職」と位置付けたことは注目されますが、それならば、それにふさわしい自由と裁量が保障される必要があります。専門職にふさわしい研究の時間が勤務時間内に確保されるためには、持ちコマ数の上限設定などが必要ですが、「まとめ」にはその観点が見られません。むしろ、「専門職」であることが残業代不支給の根拠として議論されている懸念があります。

教員の増員については、基礎定数増ではなく加配定数増の提案にとどめられています。標準授業時数の見直しも先送りされました。義務標準法の「乗ずる数」の改善や基礎定数増など、法改正や大幅な教育予算増が必要な施策はおしなべて避けられているという印象を否めません。これでは長時間労働と教職員未配置は解消しません。

2022 年度に 6,539 人の教員が精神疾患によって休職しており、そのことは「まとめ」においても、喫緊の課題として提示されています。第一章には「教師を取り巻く環境は我が国の未来を左右しかねない危機的状況にあると言っても過言ではない」と書かれていますが、その要因は学校が対応すべき課題や子どもたちが抱える課題の困難化・複雑化であるとされており、これまでの文教行政による問題と困難を総括するという観点が欠落していると言わざるを得ません。

教員の長時間労働解消のためには、仕事量に見合う人員を配置すること、そのために、必要な法改正と予算増を実現することが基本であり、これを避けた施策を積み重ねることは解決をさらに遠ざけることになります。働き方改革の当事者である教員の政策参加を保障し、政府・文科省の責任において、現場の必要に即した施策を実現していくことが求められています。